

内令兵第四號

明治三十九年内令第四十一號第一號ニ左ノ但書ヲ加フ

明治四十五年三月十二日 海軍大臣 男爵 藤 實

「但シ製造後五年未満ノ火薬ヲ塔載スルモノニ在ツテハ此限ニアラス」

(参照) 明治三十九年内令第四十一號ヘ無烟火薬装填ノ装薬及ヒ弾薬包取扱ノ件ナリ